

報道機関各位

発信日	令和元年8月8日（木）	担当者名	徳淵 英樹
担当課	情報政策課	電話番号	85-3513

10月1日から公共施設の使用料を改定します

事業内容	<p>消費税（地方消費税を含む）の税率が10%に引き上げられることに伴い、10月1日（火）から公共施設の使用料などの一部を改定します。</p> <p>■使用料を改定する主な公共施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">主 な 対 象 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">スポーツ施設</td> <td>市民体育館、市民球場、市民プール、市民庭球場、市民公園庭球場、市民相撲場、市民弓道場、市民アーチェリー場、市民体育センター、陸上競技場、駅前不動産スタジアム、北部グラウンド等</td> </tr> <tr> <td>文化施設など</td> <td>市民文化会館、サンメッセ鳥栖、都市広場、まちづくり推進センター、中央老人福祉センター、鳥栖駅東駐車場、新鳥栖駅西口駅前広場駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <p>■水道・下水道関係、ごみ処理関係の料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">主 な 改 定 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料</td> <td>11月使用分の料金（12月請求）から10%を適用。 ※10月中に使用を開始し、同月中に使用を中止する場合は10%を適用。</td> </tr> <tr> <td>水道加入負担金</td> <td>10月1日以降の工事申込み分から10%を適用。</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理手数料</td> <td>もやせるごみ用ごみ袋（小） [10枚250円→260円] 金物・われもの用ごみ袋（小） [5枚125円→130円] ※ごみ袋（大）の価格はいずれも据置き 粗大ごみシール [1枚510円→520円] 臨時収集[2tトラック1台7,200円→7,330円] 小動物廃棄物持ち込み 個人[1回300円→310円]、事業所[1回1,540円→1,570円]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳しい内容は各施設又は各担当課へお問い合わせください</p>	主 な 対 象 施 設		スポーツ施設	市民体育館、市民球場、市民プール、市民庭球場、市民公園庭球場、市民相撲場、市民弓道場、市民アーチェリー場、市民体育センター、陸上競技場、駅前不動産スタジアム、北部グラウンド等	文化施設など	市民文化会館、サンメッセ鳥栖、都市広場、まちづくり推進センター、中央老人福祉センター、鳥栖駅東駐車場、新鳥栖駅西口駅前広場駐車場	主 な 改 定 内 容		水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料	11月使用分の料金（12月請求）から10%を適用。 ※10月中に使用を開始し、同月中に使用を中止する場合は10%を適用。	水道加入負担金	10月1日以降の工事申込み分から10%を適用。	ごみ処理手数料	もやせるごみ用ごみ袋（小） [10枚250円→260円] 金物・われもの用ごみ袋（小） [5枚125円→130円] ※ごみ袋（大）の価格はいずれも据置き 粗大ごみシール [1枚510円→520円] 臨時収集[2tトラック1台7,200円→7,330円] 小動物廃棄物持ち込み 個人[1回300円→310円]、事業所[1回1,540円→1,570円]
主 な 対 象 施 設															
スポーツ施設	市民体育館、市民球場、市民プール、市民庭球場、市民公園庭球場、市民相撲場、市民弓道場、市民アーチェリー場、市民体育センター、陸上競技場、駅前不動産スタジアム、北部グラウンド等														
文化施設など	市民文化会館、サンメッセ鳥栖、都市広場、まちづくり推進センター、中央老人福祉センター、鳥栖駅東駐車場、新鳥栖駅西口駅前広場駐車場														
主 な 改 定 内 容															
水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料	11月使用分の料金（12月請求）から10%を適用。 ※10月中に使用を開始し、同月中に使用を中止する場合は10%を適用。														
水道加入負担金	10月1日以降の工事申込み分から10%を適用。														
ごみ処理手数料	もやせるごみ用ごみ袋（小） [10枚250円→260円] 金物・われもの用ごみ袋（小） [5枚125円→130円] ※ごみ袋（大）の価格はいずれも据置き 粗大ごみシール [1枚510円→520円] 臨時収集[2tトラック1台7,200円→7,330円] 小動物廃棄物持ち込み 個人[1回300円→310円]、事業所[1回1,540円→1,570円]														

添付資料	<p>「消費税及び地方消費税の引き上げに伴う公共施設の使用料等改定一覧表」</p> <p>※使用料の改定額（新旧対照表）は下記の市ホームページよりご確認ください（市政記者クラブには別途配布します）</p>
-------------	--

関連サイト	https://www.city.tosu.lg.jp/6362.htm
--------------	---

消費税及び地方消費税の引き上げに伴う公共施設の使用料等改定一覧表

	施設名など	使用料などの名称	条例の名称	新旧対照表	担当課	電話番号
文化施設・社会教育施設	まちづくり推進センター	集会場、大広間及び調理実習室の使用料	鳥栖市まちづくり推進センター条例	P1	市民協働推進課	85-3576
	中央老人福祉センター	集会場及び大広間の使用料	鳥栖市老人福祉センター設置条例	P1	社会福祉課	85-3554
	勤労青少年ホーム	スポーツ室及び調理実習室の使用料	鳥栖市勤労青少年ホーム条例	P1	生涯学習課	85-3694
	市民文化会館	ホールなどの使用料	鳥栖市民文化会館条例	P2～P4	文化芸術振興課	85-3645
	サンメッセ鳥栖	ホールなどの使用料	鳥栖市定住・交流センター条例	P5、P6	サンメッセ鳥栖 (文化芸術振興課)	84-2121 (85-3645)
	都市広場	都市広場の使用料	鳥栖市都市広場条例	P16		
スポーツ施設	市民体育館	体育館などの使用料	鳥栖市体育施設条例	P7、P8	スポーツ振興課	85-3522
	市民球場	球場及び夜間照明の使用料	鳥栖市体育施設条例	P8、P9		
	元町運動広場、儀徳町運動広場、基里運動広場、 田代小学校運動場、麓小学校運動場	夜間照明の使用料				
	市民プール	プールの使用料	鳥栖市体育施設条例	P9		
	市民庭球場、市民公園庭球場	庭球場及び夜間照明の使用料				
	相撲場	相撲場の使用料				
	弓道場	弓道場の使用料	鳥栖市体育施設条例	P10		
	アーチェリー場	アーチェリー場の使用料	鳥栖市体育施設条例	P10～P11		
	市民体育センター	体育室及び会議室などの使用料				
	陸上競技場	陸上競技場及び夜間照明の使用料	鳥栖市体育施設条例	P11		
	駅前不動産スタジアム、北部グラウンド	グラウンド及び夜間照明などの使用料	鳥栖スタジアム条例	P12～P14		
休養施設・公園・駐車場	とりごえ温泉 栖の宿	大休養室及び研修室等の使用料	鳥栖市地域休養施設条例	P16	農林課	85-3566
		宿泊施設などの使用料	鳥栖市滞在型農園施設条例	P15		
	朝日山公園、田代公園、市民公園、中央公園、東公園、梅坂公園、八ツ並公園ほか	都市公園の使用料	鳥栖市都市公園条例	P16	都市計画課	85-3603
	鳥栖駅東駐車場、新鳥栖駅西口駅前広場駐車場	自動車の駐車料金	鳥栖市駐車場条例	P17	国道・交通対策課	85-3602
保健・衛生施設など	休日救急医療センター	診断書及び証明書の発行手数料	鳥栖市休日救急医療センター設置条例	P17	健康増進課	85-3650
	指定ごみ袋、し尿収集など	ごみ処理手数料（ごみ袋、粗大ごみシール等）及びし尿収集運搬手数料	鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	P18	環境対策課	85-3561
		し尿処理施設	し尿処理施設の使用料	鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例		
	水道施設	水道料金及び加入負担金	鳥栖市水道事業給水条例	P19	上下水道局管理課	85-3538
	下水道施設	下水道の使用料	鳥栖市下水道条例	P19		
	農業集落排水施設	農業集落排水施設の使用料	鳥栖市農業集落排水施設条例	P19		
	市道	道路の占用料	鳥栖市道路占用条例	P19	維持管理課	85-3598
	水路、里道	水路、里道の占用料及び産物採取料	鳥栖市法定外公共物管理条例	P20		
	準用河川	準用河川の占用料	鳥栖市準用河川占用料徴収条例	P20		

鳥栖市まちづくり推進センター条例（市民協働推進課）

- ・「集会場及び大広間」及び「調理実習室」の使用料

区分	単位	使用料	
		現行	改正後
集会場及び大広間（2室以上を一体的に使用するときを含む。）	1時間当たり	450円	460円
調理実習室	1時間当たり	250円	260円

鳥栖市老人福祉センター設置条例（社会福祉課）

- ・中央老人センターの集会場及び大広間の使用料

区分	使用料	
	現行	改正後
集会場及び大広間（1時間当たり）	450円	460円

鳥栖市勤労青少年ホーム条例（生涯学習課）

- ・スポーツ室及び調理実習室の使用料

区分	使用料（1時間当たり）	
	現行	改正後
スポーツ室	450円	460円
調理実習室	250円	260円

鳥栖市民文化会館条例（文化芸術振興課）

現 行								改 正 後									
別表第1								別表第1									
1 大ホール使用料								1 大ホール使用料									
(単位 円)								(単位 円)									
区分		平日							区分		平日						
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり
入場料等を徴収しない場合		11,880	17,280	23,760	29,160	41,040	52,920	5,930	入場料等を徴収しない場合		12,100	17,600	24,200	29,700	41,800	53,900	6,040
入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	23,760	35,640	47,520	59,400	83,160	106,920	11,880	入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	24,200	36,300	48,400	60,500	84,700	108,900	12,100
	1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	35,640	52,920	71,280	88,560	124,200	159,840	17,810		1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	36,300	53,900	72,600	90,200	126,500	162,800	18,140
(単位 円)								(単位 円)									
区分		土・日・休日							区分		土・日・休日						
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり
入場料等を徴収しない場合		16,200	23,760	31,320	39,960	55,080	71,280	8,090	入場料等を徴収しない場合		16,500	24,200	31,900	40,700	56,100	72,600	8,240
入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	32,400	47,520	63,720	79,920	111,240	143,640	16,200	入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	33,000	48,400	64,900	81,400	113,300	146,300	16,500
	1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	47,520	72,360	96,120	119,880	168,480	216,000	23,760		1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	48,400	73,700	97,900	122,100	171,600	220,000	24,200
備考								備考									
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。								1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。									
2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。								2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。									
3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。								3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。									
4 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。								4 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。									
5 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。								5 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。									
6 練習、準備等のため、大ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。								6 練習、準備等のため、大ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。									
2 小ホール使用料								2 小ホール使用料									
(単位 円)								(単位 円)									
区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり	区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり
		6,480	9,720	12,960	16,200	22,680	29,160	3,240			6,600	9,900	13,200	16,500	23,100	29,700	3,300
入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	12,960	19,440	25,920	32,400	45,360	58,320	6,480	入場料等を 徴収する場 合	1,000円未満の場合	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400	6,600
	1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	19,440	29,160	38,880	48,600	68,040	87,480	9,720		1,000円以上の場合又は 営利、営業、宣伝 等を目的とする場合	19,800	29,700	39,600	49,500	69,300	89,100	9,900

現 行								改 正 後							
備考								備考							
1 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。 3 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。 4 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 5 練習、準備等のため、小ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の小ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。								1 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。 3 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。 4 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 5 練習、準備等のため、小ホールの舞台だけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の小ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。							
3 大ホール諸室使用料								3 大ホール諸室使用料							
(単位 円)								(単位 円)							
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り 上げ1時間当 たり
練習室(1)	420	530	630	950	1,180	1,610	200	練習室(1)	430	540	650	970	1,200	1,640	210
練習室(2)	420	530	630	950	1,180	1,610	200	練習室(2)	430	540	650	970	1,200	1,640	210
練習室(3)	850	1,180	1,500	2,030	2,690	3,540	420	練習室(3)	870	1,200	1,530	2,070	2,740	3,610	430
リハーサル室	1,080	1,610	2,160	2,690	3,770	4,850	530	リハーサル室	1,100	1,640	2,200	2,740	3,840	4,940	540
楽屋(1)	530	630	750	1,180	1,380	1,930	250	楽屋(1)	540	650	760	1,200	1,410	1,970	260
楽屋(2)	420	530	630	950	1,180	1,610	200	楽屋(2)	430	540	650	970	1,200	1,640	210
楽屋(3)	420	530	630	950	1,180	1,610	200	楽屋(3)	430	540	650	970	1,200	1,640	210
楽屋(4)	750	850	950	1,610	1,830	2,580	370	楽屋(4)	760	870	970	1,640	1,860	2,630	370
浴室(1室当たり)	850	850	850	850	850	850	420	浴室(1室当たり)	870	870	870	870	870	870	430
楽屋事務室	420	530	630	950	1,180	1,610	200	楽屋事務室	430	540	650	970	1,200	1,640	210
備考								備考							
1 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 2 物品の展示、販売等営利を目的として、大ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。								1 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 2 物品の展示、販売等営利を目的として、大ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。							
4 小ホール諸室使用料								4 小ホール諸室使用料							
(単位 円)								(単位 円)							
区分	使用料(1時間当たり)							区分	使用料(1時間当たり)						
和室研修室	490							和室研修室	500						
研修室(1)	320							研修室(1)	330						
研修室(2)	320							研修室(2)	330						
会議室(1)	320							会議室(1)	330						
会議室(2)	320							会議室(2)	330						
調理実習室	510							調理実習室	520						
美術工芸室	320							美術工芸室	330						
備考								備考							
1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。 2 調理実習室の使用料には、ガス代を含むものとする。 3 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス若しくは水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。								1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。 2 調理実習室の使用料には、ガス代を含むものとする。 3 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス若しくは水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。							

現 行

4 物品の展示、販売等営利を目的として、小ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

別表第2

冷暖房使用料

(単位 円)

区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)
大ホール	7,560	5,400
練習室 (1)	200	200
練習室 (2)	150	150
練習室 (3)	300	300
リハーサル室	250	250
小ホール	2,160	1,610
和室研修室	200	200
研修室 (1)	250	250
研修室 (2)	150	150
会議室 (1)	150	150
会議室 (2)	200	200
調理実習室	250	250
美術工芸室	150	150

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

改 正 後

4 物品の展示、販売等営利を目的として、小ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

別表第2

冷暖房使用料

(単位 円)

区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)
大ホール	7,700	5,500
練習室 (1)	210	210
練習室 (2)	150	150
練習室 (3)	310	310
リハーサル室	260	260
小ホール	2,200	1,640
和室研修室	210	210
研修室 (1)	260	260
研修室 (2)	150	150
会議室 (1)	150	150
会議室 (2)	210	210
調理実習室	260	260
美術工芸室	150	150

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

鳥栖市定住・交流センター条例（文化芸術振興課）

現 行							
別表第1							
1 ホール使用料							
(単位 円)							
区分	平日						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
入場料等を徴収しない場合	8,060	12,880	16,660	20,950	29,550	37,610	
入場料等を徴収する場合	入場料の最高額が、1,000円以下の場合	16,120	25,770	33,320	41,900	59,100	75,230
	入場料の最高額が、1,000円を超える場合	24,190	38,660	49,980	62,850	88,650	112,840
区分	土・日・休日						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
入場料等を徴収しない場合	9,630	15,620	20,430	25,260	36,060	45,700	
入場料等を徴収する場合	入場料の最高額が、1,000円以下の場合	19,270	31,240	40,870	50,520	72,120	91,390
	入場料の最高額が、1,000円を超える場合	28,910	46,870	61,310	75,780	108,180	137,090
2 諸室使用料							
(単位 円)							
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
特別会議室	3,130	4,180	5,030	7,320	9,210	12,350	
大会議室1	3,130	4,180	5,030	7,320	9,210	12,350	
大会議室2	3,130	4,180	5,030	7,320	9,210	12,350	
会議室301	1,250	1,670	2,080	2,930	3,760	5,010	
会議室401	1,250	1,670	2,080	2,930	3,760	5,010	
会議室501	1,250	1,670	2,080	2,930	3,760	5,010	
和室1	930	1,250	1,670	2,190	2,930	3,860	
和室2	1,250	1,670	2,080	2,930	3,760	5,010	
楽屋1	620	830	1,250	1,460	2,080	2,710	
楽屋2	620	830	1,250	1,460	2,080	2,710	
楽屋3	410	620	830	1,030	1,460	1,870	
控室	620	830	1,250	1,460	2,080	2,710	
調理室	1,560	2,080	2,500	3,650	4,590	6,160	
スタジオ	930	1,250	1,670	2,190	2,930	3,860	
ミキシングルーム	930	1,250	1,670	2,190	2,930	3,860	

改 正 後							
別表第1							
1 ホール使用料							
(単位 円)							
区分	平日						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
入場料等を徴収しない場合	8,210	13,120	16,970	21,340	30,090	38,310	
入場料等を徴収する場合	入場料の最高額が、1,000円以下の場合	16,420	26,250	33,940	42,680	60,190	76,620
	入場料の最高額が、1,000円を超える場合	24,640	39,380	50,910	64,020	90,290	114,930
区分	土・日・休日						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
入場料等を徴収しない場合	9,810	15,910	20,810	25,730	36,730	46,540	
入場料等を徴収する場合	入場料の最高額が、1,000円以下の場合	19,630	31,820	41,630	51,450	73,450	93,090
	入場料の最高額が、1,000円を超える場合	29,440	47,740	62,440	77,180	110,180	139,630
2 諸室使用料							
(単位 円)							
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
特別会議室	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580	
大会議室1	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580	
大会議室2	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580	
会議室301	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110	
会議室401	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110	
会議室501	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110	
和室1	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930	
和室2	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110	
楽屋1	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760	
楽屋2	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760	
楽屋3	410	630	840	1,050	1,480	1,900	
控室	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760	
調理室	1,590	2,120	2,550	3,710	4,680	6,270	
スタジオ	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930	
ミキシングルーム	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930	

現 行	改 正 後																																														
<p>備考</p> <p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。</p> <p>3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。</p> <p>4 練習又は準備のためホールのステージだけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合のホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 使用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず次のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨て、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは1時間として計算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間の区分</th> <th style="text-align: center;">超過使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時以前又は正午から午後1時まで</td> <td>使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後6時まで</td> <td>使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後10時以後</td> <td>使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 物品の展示、販売等営利を目的とし、ホール又は諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。</p> <p>7 調理室の使用料には、ガス代を含むものとする。</p> <p>8 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス、水道を使用する場合又は特に電気、ガス、水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。</p> <p>9 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音は、入場料の最高額が1,000円を超える場合を適用する。</p> <p>別表第2</p> <p>冷暖房使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">冷房 (1時間当たり)</th> <th style="text-align: center;">暖房 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: center;">2,610</td> <td style="text-align: center;">2,610</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td style="text-align: center;">520</td> <td style="text-align: center;">520</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td style="text-align: center;">520</td> <td style="text-align: center;">520</td> </tr> <tr> <td>その他諸室</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。</p>	時間の区分	超過使用料の額	午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)	ホール	2,610	2,610	大会議室1	520	520	大会議室2	520	520	その他諸室	200	200	<p>備考</p> <p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。</p> <p>3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。</p> <p>4 練習又は準備のためホールのステージだけを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合のホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 使用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず次のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨て、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは1時間として計算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間の区分</th> <th style="text-align: center;">超過使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時以前又は正午から午後1時まで</td> <td>使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後6時まで</td> <td>使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後10時以後</td> <td>使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 物品の展示、販売等営利を目的とし、ホール又は諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。</p> <p>7 調理室の使用料には、ガス代を含むものとする。</p> <p>8 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス、水道を使用する場合又は特に電気、ガス、水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。</p> <p>9 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画及び公開録音は、入場料の最高額が1,000円を超える場合を適用する。</p> <p>別表第2</p> <p>冷暖房使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">冷房 (1時間当たり)</th> <th style="text-align: center;">暖房 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td style="text-align: center;">2,660</td> <td style="text-align: center;">2,660</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td style="text-align: center;">530</td> <td style="text-align: center;">530</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td style="text-align: center;">530</td> <td style="text-align: center;">530</td> </tr> <tr> <td>その他諸室</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">210</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。</p>	時間の区分	超過使用料の額	午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額	区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)	ホール	2,660	2,660	大会議室1	530	530	大会議室2	530	530	その他諸室	210	210
時間の区分	超過使用料の額																																														
午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)																																													
ホール	2,610	2,610																																													
大会議室1	520	520																																													
大会議室2	520	520																																													
その他諸室	200	200																																													
時間の区分	超過使用料の額																																														
午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額																																														
区分	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)																																													
ホール	2,660	2,660																																													
大会議室1	530	530																																													
大会議室2	530	530																																													
その他諸室	210	210																																													

鳥栖市体育施設条例（スポーツ振興課）

現 行										
別表2										
1 市民体育館使用料										
区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり	
									午前9時から正午まで	正午から午後10時まで
アマチュアスポーツに使用	入場料を徴収しない場合	小・中学生	1,610円	3,240円	3,240円	4,850円	6,480円	8,090円	580円	690円
		一般（高校生以上）	3,240円	6,480円	6,480円	9,720円	12,960円	16,200円	1,180円	1,380円
		市外	6,480円	12,960円	12,960円	19,440円	25,920円	32,400円	2,360円	2,770円
	入場料を徴収する場合	小・中学生	2,690円	4,320円	4,320円	7,010円	8,640円	11,330円	910円	1,010円
		一般（高校生以上）	5,400円	8,640円	8,640円	14,040円	17,280円	22,680円	1,830円	2,030円
		市外	10,800円	17,280円	17,280円	28,080円	34,560円	45,360円	3,660円	4,070円
その他の催し物に使用	入場料を徴収しない場合	小・中学生	3,240円	6,480円	6,480円	9,720円	12,960円	16,200円	1,180円	1,380円
		一般（高校生以上）	6,480円	12,960円	12,960円	19,440円	25,920円	32,400円	2,360円	2,770円
		市外	12,960円	25,920円	25,920円	38,880円	51,840円	64,800円	4,730円	5,550円
	入場料を徴収する場合	小・中学生	8,090円	16,200円	16,200円	24,290円	32,400円	40,490円	2,960円	3,500円
		一般（高校生以上）	16,200円	32,400円	32,400円	48,600円	64,800円	81,000円	5,930円	7,010円
		市外	32,400円	64,800円	64,800円	97,200円	129,600円	162,000円	11,870円	14,030円
個人使用	小・中学生	1回（2時間当たり）につき50円								
	一般（高校生以上）	1回（2時間当たり）につき100円								
	市外	1回（2時間当たり）につき200円								
備考										
(1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。										
(2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。										
(3) 電気料は、「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合を除き実費を加算する。										
(4) 「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合において、部分使用するときは、半額とする。										
(5) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算する。										
2 諸室使用料										
区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり	
									午前9時から正午まで	正午から午後10時まで
アマチュアスポーツに使用	入場料を徴収しない場合	市内	1,610円	3,240円	3,240円	4,850円	6,480円	8,090円	530円	630円
		市外	3,220円	6,480円	6,480円	9,700円	12,960円	16,180円	1,060円	1,260円
		市外	2,690円	4,320円	4,320円	7,010円	8,640円	11,330円	880円	1,050円
	入場料を徴収する場合	市内	2,690円	4,320円	4,320円	7,010円	8,640円	11,330円	880円	1,050円
		市外	5,380円	8,640円	8,640円	14,020円	17,280円	22,660円	1,760円	2,100円
		市外	5,380円	8,640円	8,640円	14,020円	17,280円	22,660円	1,760円	2,100円
その他の催し物に使用	入場料を徴収しない場合	市内	3,240円	6,480円	6,480円	9,720円	12,960円	16,200円	1,080円	1,280円
		市外	6,480円	12,960円	12,960円	19,440円	25,920円	32,400円	2,160円	2,560円
		市外	6,480円	12,960円	12,960円	19,440円	25,920円	32,400円	2,160円	2,560円
	入場料を徴収する場合	市内	8,090円	16,200円	16,200円	24,290円	32,400円	40,490円	2,960円	3,240円
		市外	16,180円	32,400円	32,400円	48,580円	64,800円	80,980円	5,380円	6,480円
		市外	16,180円	32,400円	32,400円	48,580円	64,800円	80,980円	5,380円	6,480円
個人使用	小・中学生	1回（2時間当たり）につき50円								
	一般（高校生以上）	1回（2時間当たり）につき100円								
	市外	1回（2時間当たり）につき200円								

改 正 後										
別表2										
1 市民体育館使用料										
区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり	
									午前9時から正午まで	正午から午後10時まで
アマチュアスポーツに使用	入場料を徴収しない場合	小・中学生	1,640円	3,300円	3,300円	4,940円	6,600円	8,240円	590円	700円
		一般（高校生以上）	3,300円	6,600円	6,600円	9,900円	13,200円	16,500円	1,200円	1,410円
		市外	6,600円	13,200円	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	2,410円	2,820円
	入場料を徴収する場合	小・中学生	2,740円	4,400円	4,400円	7,140円	8,800円	11,540円	930円	1,030円
		一般（高校生以上）	5,500円	8,800円	8,800円	14,300円	17,600円	23,100円	1,860円	2,070円
		市外	11,000円	17,600円	17,600円	28,600円	35,200円	46,200円	3,730円	4,140円
その他の催し物に使用	入場料を徴収しない場合	小・中学生	3,300円	6,600円	6,600円	9,900円	13,200円	16,500円	1,200円	1,410円
		一般（高校生以上）	6,600円	13,200円	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	2,410円	2,820円
		市外	13,200円	26,400円	26,400円	39,600円	52,800円	66,000円	4,810円	5,650円
	入場料を徴収する場合	小・中学生	8,240円	16,500円	16,500円	24,740円	33,000円	41,240円	3,010円	3,570円
		一般（高校生以上）	16,500円	33,000円	33,000円	49,500円	66,000円	82,500円	6,040円	7,140円
		市外	33,000円	66,000円	66,000円	99,000円	132,000円	165,000円	12,090円	14,290円
個人使用	小・中学生	1回（2時間当たり）につき50円								
	一般（高校生以上）	1回（2時間当たり）につき100円								
	市外	1回（2時間当たり）につき210円								
備考										
(1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。										
(2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。										
(3) 電気料は、「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合を除き実費を加算する。										
(4) 「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合において、部分使用するときは、半額とする。										
(5) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算する。										
2 諸室使用料										
区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり	
									午前9時から正午まで	正午から午後10時まで
アマチュアスポーツに使用	入場料を徴収しない場合	市内	1,640円	3,300円	3,300円	4,940円	6,600円	8,240円	540円	650円
		市外	3,280円	6,600円	6,600円	9,880円	13,200円	16,480円	1,080円	1,280円
		市外	2,740円	4,400円	4,400円	7,140円	8,800円	11,540円	900円	1,070円
	入場料を徴収する場合	市内	2,740円	4,400円	4,400円	7,140円	8,800円	11,540円	900円	1,070円
		市外	5,480円	8,800円	8,800円	14,280円	17,600円	23,080円	1,790円	2,130円
		市外	5,480円	8,800円	8,800円	14,280円	17,600円	23,080円	1,790円	2,130円
その他の催し物に使用	入場料を徴収しない場合	市内	3,300円	6,600円	6,600円	9,900円	13,200円	16,500円	1,100円	1,310円
		市外	6,600円	13,200円	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	2,200円	2,600円
		市外	6,600円	13,200円	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円	2,200円	2,600円
	入場料を徴収する場合	市内	8,240円	16,500円	16,500円	24,740円	33,000円	41,240円	2,740円	3,300円
		市外	16,480円	33,000円	33,000円	49,480円	66,000円	82,480円	5,480円	6,600円
		市外	16,480円	33,000円	33,000円	49,480円	66,000円	82,480円	5,480円	6,600円
個人使用	小・中学生	1回（2時間当たり）につき50円								
	一般（高校生以上）	1回（2時間当たり）につき100円								
	市外	1回（2時間当たり）につき210円								

現 行

改 正 後

- 備考
- (1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
 - (2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
 - (3) 電気料は、「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合を除き実費を加算する。
 - (4) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算する。
 - (5) 「市内」とは、小・中学生及び一般（高校生以上）をいう。

3 附属設備使用料

区分		使用料
トレーニング設備	市内	1回につき100円
	市外	1回につき200円
放送設備		1回につき1,080円

別表3

市民球場使用料

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間当たり
入場料を徴収しない場合	小・中学生	530円	530円	1,080円	530円	1,610円	150円
	一般（高校生以上）	1,080円	1,080円	2,160円	1,080円	3,240円	300円
入場料を徴収する場合	小・中学生	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の50人分	最高入場料の25人分	最高入場料の75人分	—
	一般（高校生以上）	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の100人分	最高入場料の50人分	最高入場料の150人分	—
市外者使用の場合で入場料を徴収しないとき	一般	2,160円	2,160円	4,320円	2,160円	6,480円	630円

- 備考
- (1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
 - (2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表4

夜間照明使用料

施設名	区分	1時間当たり
元町運動広場	一般	930円
	小・中学生	2,400円
市民球場	一般（高校生以上）	4,710円
	市外	9,430円
	小・中学生	830円
儀徳町運動広場	一般（高校生以上）	1,560円
	市外	3,130円
	小・中学生	1,030円
基里運動広場	一般（高校生以上）	2,080円
	市外	4,180円
	小・中学生	830円
田代小学校運動場	一般（高校生以上）	1,560円
	市外	3,130円
	小・中学生	830円

- 備考
- (1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
 - (2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
 - (3) 電気料は、「アマチュアスポーツに使用」の入場料を徴収しない場合を除き実費を加算する。
 - (4) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算する。
 - (5) 「市内」とは、小・中学生及び一般（高校生以上）をいう。

3 附属設備使用料

区分		使用料
トレーニング設備	市内	1回につき100円
	市外	1回につき210円
放送設備		1回につき1,100円

別表3

市民球場使用料

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間当たり
入場料を徴収しない場合	小・中学生	540円	540円	1,100円	540円	1,640円	150円
	一般（高校生以上）	1,100円	1,100円	2,200円	1,100円	3,300円	310円
入場料を徴収する場合	小・中学生	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の50人分	最高入場料の25人分	最高入場料の75人分	—
	一般（高校生以上）	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の100人分	最高入場料の50人分	最高入場料の150人分	—
市外者使用の場合で入場料を徴収しないとき	一般	2,200円	2,200円	4,400円	2,200円	6,600円	650円

- 備考
- (1) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
 - (2) 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表4

夜間照明使用料

施設名	区分	1時間当たり
元町運動広場	一般	950円
	小・中学生	2,450円
市民球場	一般（高校生以上）	4,790円
	市外	9,600円
	小・中学生	840円
儀徳町運動広場	一般（高校生以上）	1,590円
	市外	3,190円
	小・中学生	1,050円
基里運動広場	一般（高校生以上）	2,120円
	市外	4,260円
	小・中学生	840円
田代小学校運動場	一般（高校生以上）	1,590円
	市外	3,190円
	小・中学生	840円

麓小学校運動場	小・中学生	520円
	一般（高校生以上）	1,030円
	市外	2,080円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

現 行

別表 5

市民プール使用料

区分		使用料
普通券	小・中学生	1回につき 100円
	一般（高校生以上）	1回につき 200円
回数券	小・中学生	11枚つづり 1,080円
	一般（高校生以上）	11枚つづり 2,160円

別表 6

市民庭球場使用料

区分	庭球場使用料				夜間照明使用料			
	全面 (1時間当 たり)	4面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)	全面 (1時間当 たり)	4面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)
小・中学生	1,710円	850円	150円	50円	830円	410円	100円	100円
一般（高校生以上）	3,440円	1,710円	300円		2,080円	1,030円	250円	
市外	6,900円	3,440円	630円		5,550円	2,770円	620円	

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

別表 7

市民公園庭球場使用料

区分	庭球場使用料		夜間照明使用料	
	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)
小・中学生	530円	150円	300円	100円
一般（高校生以上）	1,080円	300円	780円	250円
市外	2,160円	630円	2,080円	620円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

別表 8

市民相撲場使用料

区分	団体使用料 (1時間当 たり)	大会使用料	
		4時間未満	4時間以上
小・中学生	50円	530円	1,080円
一般（高校生以上）	100円	1,080円	2,160円
市外	200円	2,160円	4,320円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

麓小学校運動場	小・中学生	530円
	一般（高校生以上）	1,050円
	市外	2,120円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

改 正 後

別表 5

市民プール使用料

区分		使用料
普通券	小・中学生	1回につき 100円
	一般（高校生以上）	1回につき 210円
回数券	小・中学生	11枚つづり 1,080円
	一般（高校生以上）	11枚つづり 2,200円

別表 6

市民庭球場使用料

区分	庭球場使用料				夜間照明使用料			
	全面 (1時間当 たり)	4面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)	全面 (1時間当 たり)	4面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	練習コート (1時間当 たり)
小・中学生	1,750円	870円	150円	50円	840円	410円	100円	100円
一般（高校生以上）	3,510円	1,750円	310円		2,120円	1,050円	260円	
市外	7,030円	3,510円	650円		5,650円	2,820円	630円	

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

別表 7

市民公園庭球場使用料

区分	庭球場使用料		夜間照明使用料	
	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)
小・中学生	540円	150円	310円	100円
一般（高校生以上）	1,100円	310円	790円	260円
市外	2,200円	650円	2,120円	630円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

別表 8

市民相撲場使用料

区分	団体使用料 (1時間当 たり)	大会使用料	
		4時間未満	4時間以上
小・中学生	50円	540円	1,100円
一般（高校生以上）	100円	1,100円	2,200円
市外	210円	2,200円	4,400円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

現 行

改 正 後

別表 9

市民弓道場使用料

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	個人使用 (2時間当たり)	回数券 (11枚つづり)
小・中学生	520円	520円	780円	100円	1,030円
一般(高校生以上)	1,030円	1,030円	1,560円	150円	1,560円
市外	2,080円	2,080円	3,130円	200円	2,080円

備考

- (1) 近隣の施設及び遠隔の施設を併用する場合は、上記の使用料に2を乗じて得た額を徴収する。ただし、個人使用についてはこの限りでない。
- (2) 回数券については、個人使用によるものとする。
- (3) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。

別表 10

市民アーチェリー場使用料

区分	個人使用 (2時間当たり)	団体使用 (2時間当たり)
小・中学生	50円	250円
一般(高校生以上)	100円	510円
市外	150円	770円

備考

- (1) 身体障害者(児)使用の場合は、無料とする。ただし、市外の身体障害者(児)使用の場合は、小・中学生又は一般(高校生以上)の区分とする。
- (2) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。

別表 11

1 市民体育センター使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり		
								午前9時から正午まで	正午から午後10時まで	
会議室等	小・中学生	460円	1,030円	1,030円	1,510円	2,080円	2,560円	160円	210円	
	一般(高校生以上)	930円	2,080円	2,080円	3,030円	4,180円	5,130円	320円	430円	
	市外	1,870円	4,170円	4,170円	6,060円	8,370円	10,260円	650円	860円	
研修室	小・中学生	300円	780円	780円	1,100円	1,560円	1,880円	100円	160円	
	一般(高校生以上)	620円	1,560円	1,560円	2,200円	3,130円	3,770円	210円	320円	
	市外	1,250円	3,120円	3,120円	4,400円	6,270円	7,550円	430円	650円	
体育室	専用	小・中学生	730円	1,400円	1,400円	2,150円	2,820円	3,550円	240円	290円
		一般(高校生以上)	1,460円	2,820円	2,820円	4,290円	5,650円	7,120円	500円	590円
		市外	2,920円	5,650円	5,650円	8,590円	11,310円	14,250円	1,000円	1,190円
	個人	小・中学生	1回(2時間当たり)につき50円							
		一般(高校生以上)	1回(2時間当たり)につき100円							
		市外	1回(2時間当たり)につき200円							

備考

別表 9

市民弓道場使用料

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	個人使用 (2時間当たり)	回数券 (11枚つづり)
小・中学生	530円	530円	790円	100円	1,050円
一般(高校生以上)	1,050円	1,050円	1,590円	150円	1,590円
市外	2,120円	2,120円	3,190円	210円	2,120円

備考

- (1) 近隣の施設及び遠隔の施設を併用する場合は、上記の使用料に2を乗じて得た額を徴収する。ただし、個人使用についてはこの限りでない。
- (2) 回数券については、個人使用によるものとする。
- (3) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。

別表 10

市民アーチェリー場使用料

区分	個人使用 (2時間当たり)	団体使用 (2時間当たり)
小・中学生	50円	260円
一般(高校生以上)	100円	520円
市外	150円	780円

備考

- (1) 身体障害者(児)使用の場合は、無料とする。ただし、市外の身体障害者(児)使用の場合は、小・中学生又は一般(高校生以上)の区分とする。
- (2) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。

別表 11

1 市民体育センター使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たり		
								午前9時から正午まで	正午から午後10時まで	
会議室等	小・中学生	470円	1,050円	1,050円	1,540円	2,120円	2,600円	160円	220円	
	一般(高校生以上)	950円	2,120円	2,120円	3,090円	4,260円	5,220円	330円	440円	
	市外	1,900円	4,250円	4,250円	6,180円	8,520円	10,450円	670円	880円	
研修室	小・中学生	310円	790円	790円	1,120円	1,590円	1,910円	100円	160円	
	一般(高校生以上)	630円	1,590円	1,590円	2,240円	3,190円	3,840円	220円	330円	
	市外	1,270円	3,180円	3,180円	4,480円	6,390円	7,690円	440円	670円	
体育室	専用	小・中学生	740円	1,430円	1,430円	2,190円	2,880円	3,620円	250円	300円
		一般(高校生以上)	1,480円	2,880円	2,880円	4,370円	5,760円	7,260円	510円	600円
		市外	2,970円	5,760円	5,760円	8,750円	11,520円	14,520円	1,020円	1,210円
	個人	小・中学生	1回(2時間当たり)につき50円							
		一般(高校生以上)	1回(2時間当たり)につき100円							
		市外	1回(2時間当たり)につき210円							

備考

現 行					改 正 後				
(1) 会議室等とは、会議室、特別会議室及び教養文化室をいい、各室1室当たりの使用料とする。 (2) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。					(1) 会議室等とは、会議室、特別会議室及び教養文化室をいい、各室1室当たりの使用料とする。 (2) その他については、市民球場使用料の備考を準用する。				
2 附属設備使用料					2 附属設備使用料				
区分		使用料	備考		区分		使用料	備考	
放送設備		1,080円	1回につき		放送設備		1,100円	1回につき	
実物投影機		1,080円	1回につき		実物投影機		1,100円	1回につき	
スライド映写機		530円	1回につき		スライド映写機		540円	1回につき	
茶道用具一式		1,080円	1回につき		茶道用具一式		1,100円	1回につき	
3 冷暖房使用料					3 冷暖房使用料				
区分		使用料	備考		区分		使用料	備考	
冷房		210円	1時間当たり		冷房		220円	1時間当たり	
暖房		210円	1時間当たり		暖房		220円	1時間当たり	
別表12					別表12				
陸上競技場使用料					陸上競技場使用料				
区分		陸上競技場使用料 (1時間当たり)	夜間照明使用料 (1時間当たり)		区分		陸上競技場使用料 (1時間当たり)	夜間照明使用料 (1時間当たり)	
			2分の1点灯	全部点灯				2分の1点灯	全部点灯
アマチュアスポーツに使用	小・中学生	530円	530円	1,080円	アマチュアスポーツに使用	小・中学生	540円	540円	1,100円
	一般(高校生以上)	1,080円	1,080円	2,160円		一般(高校生以上)	1,100円	1,100円	2,200円
	市外	2,160円	2,160円	4,320円		市外	2,200円	2,200円	4,400円
アマチュア以外のスポーツに使用	一般	3,240円	3,240円	6,480円	アマチュア以外のスポーツに使用	一般	3,300円	3,300円	6,600円
個人使用	小・中学生	50円			個人使用	小・中学生	50円		
	一般(高校生以上)	100円				一般(高校生以上)	100円		
備考 市民球場使用料の備考を準用する。					備考 市民球場使用料の備考を準用する。				

鳥栖スタジアム条例（スポーツ振興課）

現 行

別表第1

1 鳥栖スタジアムグラウンド使用料

(単位 円)

区分	時間区分							延長又は繰り上げ1時間当たり
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用	16,770	16,770	20,960	33,550	37,730	54,520	4,180
	アマチュア以外のスポーツに使用	37,730	37,730	47,180	75,480	84,930	122,670	9,430
	アマチュアスポーツで市外者使用	33,550	33,550	41,930	67,100	75,480	109,030	8,380
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用	入場料等の最高額の50人分に相当する額又は62,900円のいずれか多い額						
	アマチュア以外のスポーツに使用	入場料等の最高額の150人分に相当する額						
	アマチュアスポーツで市外者使用	入場料等の最高額の100人分に相当する額又は125,820円のいずれか多い額						

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 2 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 3 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 夜間照明施設使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料	
アマチュアスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	8,900
	2分の1点灯	30分間当たり	4,500
	5分の1点灯	30分間当たり	1,770
	10分の1点灯	30分間当たり	930
アマチュア以外のスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	77,140
	2分の1点灯	30分間当たり	38,570
	5分の1点灯	30分間当たり	15,420
	10分の1点灯	30分間当たり	7,710
アマチュアスポーツで市外者使用	全部点灯	30分間当たり	17,820
	2分の1点灯	30分間当たり	9,010
	5分の1点灯	30分間当たり	3,550
	10分の1点灯	30分間当たり	1,880

備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。

改 正 後

別表第1

1 鳥栖スタジアムグラウンド使用料

(単位 円)

区分	時間区分							延長又は繰り上げ1時間当たり
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用	17,080	17,080	21,350	34,170	38,430	55,530	4,260
	アマチュア以外のスポーツに使用	38,430	38,430	48,050	76,880	86,500	124,950	9,600
	アマチュアスポーツで市外者使用	34,170	34,170	42,710	68,340	76,880	111,050	8,530
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用	入場料等の最高額の50人分に相当する額又は64,070円のいずれか多い額						
	アマチュア以外のスポーツに使用	入場料等の最高額の150人分に相当する額						
	アマチュアスポーツで市外者使用	入場料等の最高額の100人分に相当する額又は128,150円のいずれか多い額						

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 2 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 3 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 夜間照明施設使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料	
アマチュアスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	9,070
	2分の1点灯	30分間当たり	4,580
	5分の1点灯	30分間当たり	1,810
	10分の1点灯	30分間当たり	950
アマチュア以外のスポーツに使用	全部点灯	30分間当たり	78,570
	2分の1点灯	30分間当たり	39,280
	5分の1点灯	30分間当たり	15,710
	10分の1点灯	30分間当たり	7,850
アマチュアスポーツで市外者使用	全部点灯	30分間当たり	18,150
	2分の1点灯	30分間当たり	9,170
	5分の1点灯	30分間当たり	3,620
	10分の1点灯	30分間当たり	1,910

備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。

現 行

別表第2

1 諸室使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
第1会議室	1時間当たり	300
第2会議室	1時間当たり	410
第3会議室	1時間当たり	410
記者室	1時間当たり	410
インタビュー室	1時間当たり	410
本部室1・2・3	1時間当たり(1室)	410
更衣室1・2	1時間当たり(1室)	410
テレビ・ラジオ放送室1・2・3・4・5	1時間当たり(1室)	2,410
場内放送室	1時間当たり	2,410
貴賓室	1時間当たり	8,060
トレーニングルーム1・2	1時間当たり(1室)	1,080

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 更衣室は、シャワー室を使用する場合に限り使用料を徴収する。

2 電光掲示盤使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり	1,300

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

3 大型映像装置使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり	10,690

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 広告を表示する場合の使用料は、市長が別に定める。

4 諸室冷暖房使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり(1室)	200

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

改 正 後

別表第2

1 諸室使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
第1会議室	1時間当たり	310
第2会議室	1時間当たり	410
第3会議室	1時間当たり	410
記者室	1時間当たり	410
インタビュー室	1時間当たり	410
本部室1・2・3	1時間当たり(1室)	410
更衣室1・2	1時間当たり(1室)	410
テレビ・ラジオ放送室1・2・3・4・5	1時間当たり(1室)	2,460
場内放送室	1時間当たり	2,460
貴賓室	1時間当たり	8,210
トレーニングルーム1・2	1時間当たり(1室)	1,100

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 更衣室は、シャワー室を使用する場合に限り使用料を徴収する。

2 電光掲示盤使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり	1,330

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

3 大型映像装置使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり	10,890

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 広告を表示する場合の使用料は、市長が別に定める。

4 諸室冷暖房使用料

(単位 円)

単位	使用料
1時間当たり(1室)	210

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

現 行				改 正 後			
別表第3				別表第3			
特別使用使用料				特別使用使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
物品の販売をするもの		1平方メートル1日当たり	占有面積に200円を乗じて得た額に総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。	物品の販売をするもの		1平方メートル1日当たり	占有面積に210円を乗じて得た額に総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。
興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの		別表第1に規定する使用料に準じる。		興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの		別表第1に規定する使用料に準じる。	
広告物等を設置するもの	グラウンド	1平方メートル1日当たり	3,130	広告物等を設置するもの	グラウンド	1平方メートル1日当たり	3,190
	スタンド内側	1平方メートル1日当たり	1,030		スタンド内側	1平方メートル1日当たり	1,050
	スタンド外側	1平方メートル1日当たり	520		スタンド外側	1平方メートル1日当たり	530
備考				備考			
<p>1 興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの（以下「興業等をするもの」という。）の使用料を徴収する場合については、別表第1中「アマチュアスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合」と、「アマチュア以外のスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的とする場合」と、「アマチュアスポーツで市外者使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合で市外者使用」と読み替えるものとする。</p> <p>2 興業等をするもので、物品の販売をする場合は、総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を徴収する。</p> <p>3 面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。</p>				<p>1 興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの（以下「興業等をするもの」という。）の使用料を徴収する場合については、別表第1中「アマチュアスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合」と、「アマチュア以外のスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的とする場合」と、「アマチュアスポーツで市外者使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合で市外者使用」と読み替えるものとする。</p> <p>2 興業等をするもので、物品の販売をする場合は、総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を徴収する。</p> <p>3 面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。</p>			
別表第4				別表第4			
鳥栖スタジアム北部グラウンド使用料				鳥栖スタジアム北部グラウンド使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1面（1時間当たり）	530	アマチュアスポーツに使用	小・中学生	1面（1時間当たり）	540
	一般（高校生以上）	1面（1時間当たり）	1,080		一般（高校生以上）	1面（1時間当たり）	1,100
	市外	1面（1時間当たり）	2,160		市外	1面（1時間当たり）	2,200
アマチュア以外のスポーツに使用	一般	1面（1時間当たり）	3,240	アマチュア以外のスポーツに使用	一般	1面（1時間当たり）	3,300
備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。				備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。			

鳥栖市滞在型農園施設条例（農林課）

現 状					改 正 後				
別表第1					別表第1				
1 宿泊施設の使用料					1 宿泊施設の使用料				
(2) 宿泊する場合（1人1泊につき）					(2) 宿泊する場合（1人1泊につき）				
区分	1室につき	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合	区分	1室につき	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
市内居住者及び会員	一般（高校生以上）	4,200円	3,600円	3,000円	市内居住者及び会員	一般（高校生以上）	4,270円	3,660円	3,050円
	小・中学生		3,000円	2,500円		小・中学生		3,050円	2,540円
市外居住者	一般（高校生以上）	4,800円	4,200円	3,600円	市外居住者	一般（高校生以上）	4,880円	4,270円	3,660円
	小・中学生		3,600円	3,000円		小・中学生		3,660円	3,050円
(3) 部屋を占有する場合（1時間当たり）					(3) 部屋を占有する場合（1時間当たり）				
区分	小部屋	中部屋	大部屋	研修室	区分	小部屋	中部屋	大部屋	研修室
市内居住者及び会員	200円	300円	400円	800円	市内居住者及び会員	200円	300円	400円	810円
市外居住者	300円	400円	600円	1,300円	市外居住者	300円	400円	610円	1,320円
3 広場の使用料					3 広場の使用料				
(1) テニスコート（1面1時間当たり）					(1) テニスコート（1面1時間当たり）				
区分	使用料				区分	使用料			
市内居住者及び会員	300円				市内居住者及び会員	310円			
市外居住者	470円				市外居住者	480円			
(2) ミニキャンプ場（1人1泊につき）					(2) ミニキャンプ場（1人1泊につき）				
区分	使用料				区分	使用料			
市内居住者及び会員	一般（高校生以上）	200円			市内居住者及び会員	一般（高校生以上）	210円		
	小・中学生	100円				小・中学生	100円		
市外居住者	一般（高校生以上）	300円			市外居住者	一般（高校生以上）	310円		
	小・中学生	200円				小・中学生	210円		
備考					備考				
1 会員とは、農園を使用する者をいう。					1 会員とは、農園を使用する者をいう。				
2 宿泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。					2 宿泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。				
3 宿泊する者が宿泊以外の時間で宿泊施設を使用する場合は、使用料を徴収する。ただし、2泊以上する場合は、この限りでない。					3 宿泊する者が宿泊以外の時間で宿泊施設を使用する場合は、使用料を徴収する。ただし、2泊以上する場合は、この限りでない。				
4 幼児については、寝具を使用した場合に限り1,080円を徴収する。					4 幼児については、寝具を使用した場合に限り1,100円を徴収する。				
5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。					5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。				
6 使用期間が1年に満たないときは、月割で計算し、1月に満たないときは、1月として計算する。					6 使用期間が1年に満たないときは、月割で計算し、1月に満たないときは、1月として計算する。				

鳥栖市都市広場条例（文化芸術振興課）

- ・都市広場の使用料

区分	単位	使用料	
		現行	改正後
行商、募金その他これらに類するもの	1人 1日当たり	1,030円	1,050円
露天営業	1平方メートル 1日当たり	300円	310円
業として写真又は映画の撮影その他これらに類するもの	1人 1日当たり	1,030円	1,050円

鳥栖市地域休養施設条例（農林課）

- ・とりごえ温泉栖の宿の大休養室、研修室及びビデオプロジェクターの使用料

区分		現行	改正後
大休養室	1時間当たり	1,000円	1,010円
研修室	1時間当たり	600円	610円
ビデオプロジェクター	1台	2,000円	2,030円

鳥栖市都市公園条例（都市計画課）

都市公園の使用料

（現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

鳥栖市駐車場条例（国道・交通対策課）

- 鳥栖駅東駐車場及び新鳥栖駅西口駅前広場駐車場の駐車料金

名称	区分	駐車料金	
		現行	改正後
鳥栖市鳥栖駅東駐車場	24時間を超える場合	300円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは、24時間とする。）につき510円を加算した額	300円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは、24時間とする。）につき520円を加算した額
鳥栖市新鳥栖駅西口駅前広場駐車場	3時間を超え6時間以内	610円（3時間以内の駐車料金を含む。）	620円（3時間以内の駐車料金を含む。）
	6時間を超え24時間以内	1,020円（6時間以内の駐車料金を含む。）	1,040円（6時間以内の駐車料金を含む。）
	24時間を超える場合	1,020円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは、24時間とする。）につき1,020円を加算した額	1,040円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは、24時間とする。）につき1,040円を加算した額

鳥栖市休日救急医療センター設置条例（健康増進課）

- 診断書及び証明書の交付に係る手数料の額の上限

区分	手数料の額の上限	
	現行	改正後
診断書及び証明書（1通につき）	5,400円	5,500円

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（環境対策課）

(1)ごみ処理手数料

取扱区分		単位	金額	
			現行	改正後
市長が指定するごみ容器	可燃物用ごみ袋（大）	1枚につき	42円	42円
	可燃物用ごみ袋（小）	1枚につき	25円	26円
	不燃物用ごみ袋（大）	1枚につき	42円	42円
	不燃物用ごみ袋（小）	1枚につき	25円	26円
	粗大ごみシール	1枚につき	510円	520円
一般世帯	一時多量排出ごみ	運搬車1台につき (2トン積相当)	7,200円	7,330円
	市長の指定する施設に小動物廃棄物を自己搬入するもの	1回につき	300円	310円
事業所	市長の指定する施設に小動物廃棄物を自己搬入するもの	1回につき	1,540円	1,570円

(2)し尿収集運搬手数料

（現行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例（環境対策課）

・し尿処理施設使用料

（現行）算出した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算出した額に100分の110を乗じて得た額

鳥栖市水道事業給水条例（上下水道局管理課）

- ・水道料金及び加入負担金

（現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

※水道料金は11月の検診に係る11月分の料金（12月請求分）から適用

加入負担金は10月1日以降の工事申込分から適用

鳥栖市下水道条例（上下水道局管理課）

- ・下水道使用料

（現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

※11月の検診に係る11月分の料金（12月請求分）から適用

鳥栖市農業集落排水施設条例（上下水道局管理課）

- ・農業集落排水施設使用料を改正する。

（現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

※11月の検診に係る11月分の料金（12月請求分）から適用

鳥栖市道路占用条例（維持管理課）

- ・市道の占用料

（現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額

（改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

鳥栖市法定外公共物管理条例（維持管理課）

- ・法定外公共物占用料及び産物採取料
 - （現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額
 - （改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額

鳥栖市準用河川占用料徴収条例（維持管理課）

- ・準用河川占用料
 - （現 行）算定した額に100分の108を乗じて得た額
 - （改正後）算定した額に100分の110を乗じて得た額